

## 平成30年度 特別支援教育に関する調査等の結果について(概要)

### 調査内容

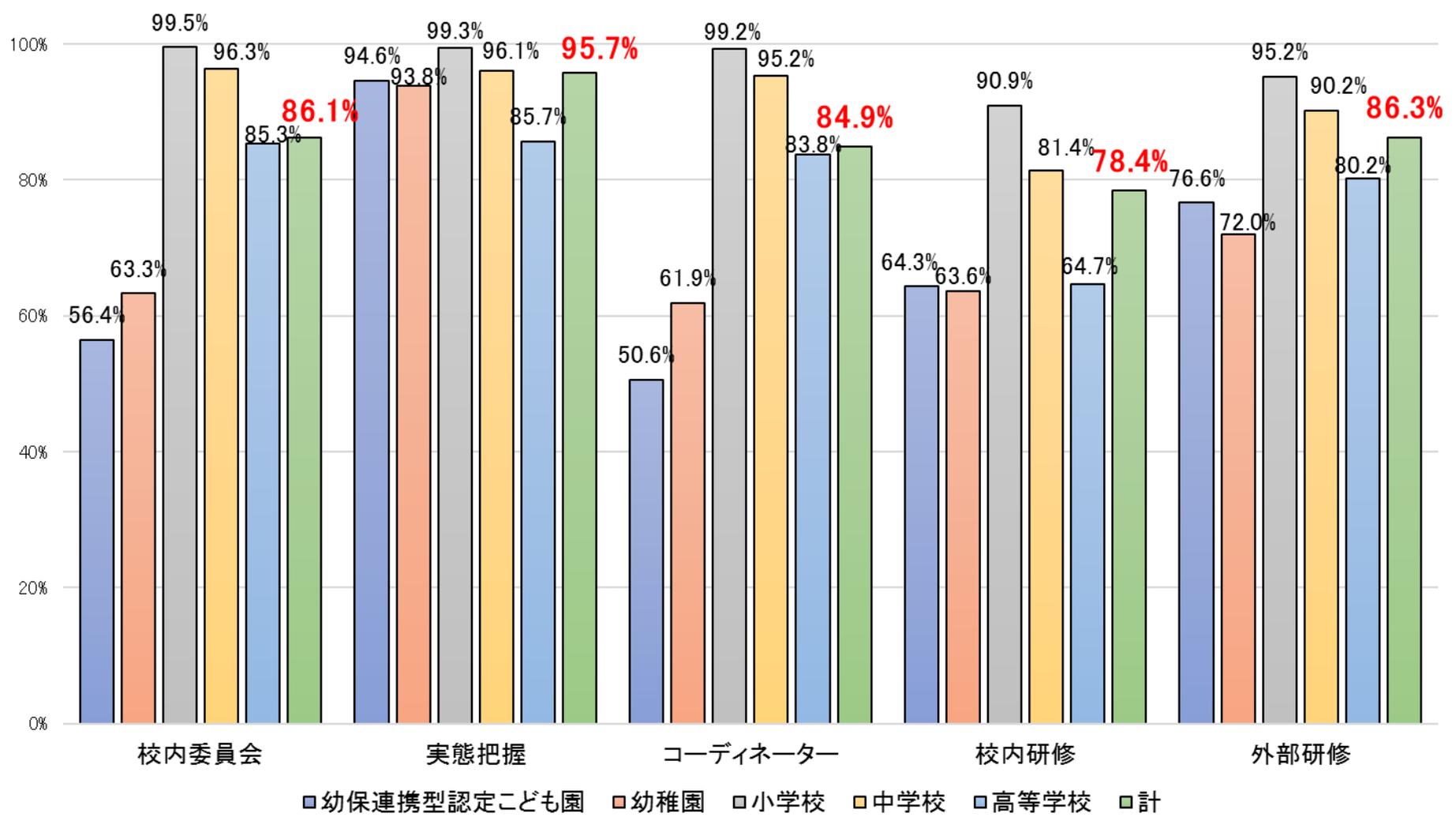
- (1)平成30年度 特別支援教育に関する調査
  - ①特別支援教育体制整備状況調査
  - ②特別支援学校のセンター的機能の取組に関する状況調査
  - ③学校教育法施行令第22条の3に規定する(特別支援学校への就学基準となる)障害の程度に該当し特別な教育的支援を必要とする児童生徒に関する調査
  - ④教育と福祉の連携に関する調査
- (2)平成30年度 通級による指導実施状況調査
- (3)平成30年度 病気療養児に関する調査
- (4)平成30年度 公立学校等における医療的ケアに関する調査

# 特別支援教育を行うための体制の整備状況

国公立の全学校種計では、校内委員会の設置、発達障害を含む障害のある幼児児童生徒の実態把握、特別支援教育コーディネーターの指名及び教職員の外部研修の参加の項目実施率は8割以上である。

【国公立計】

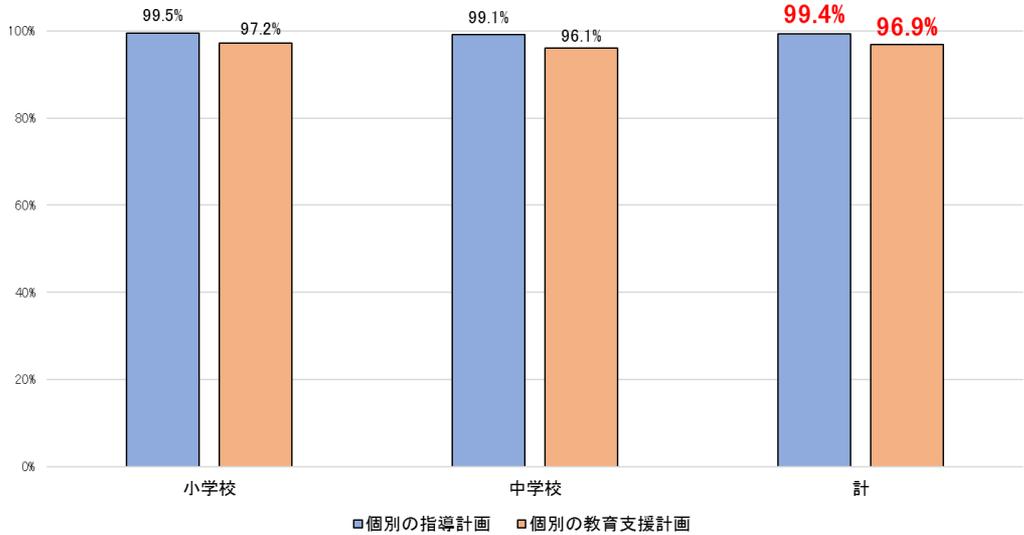
(平成30年5月1日現在)



# 個別の指導計画・個別の教育支援計画の作成状況①

【特別支援学級(国公立計)】

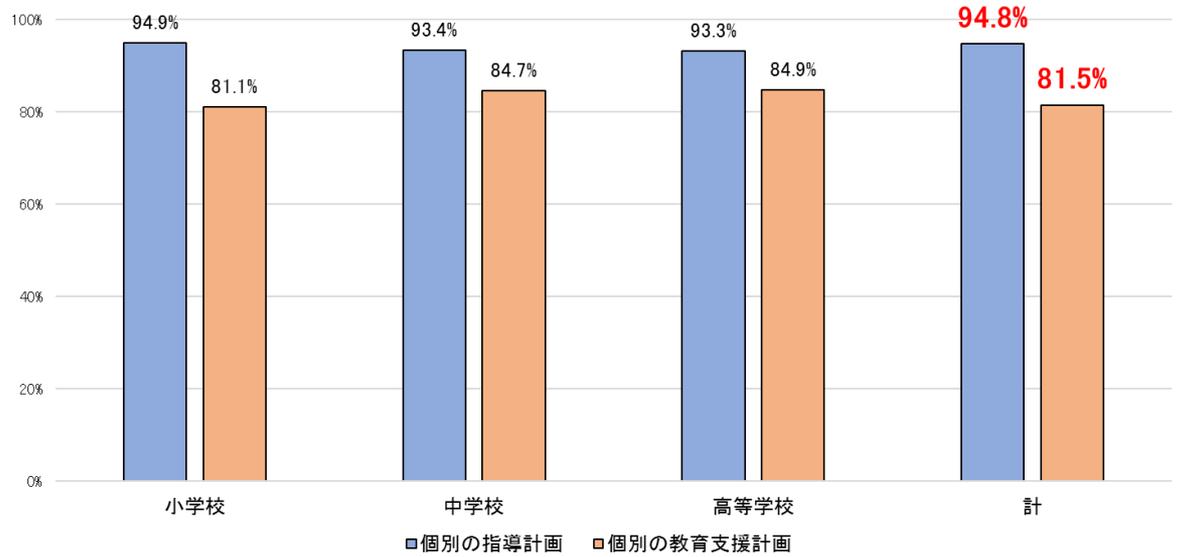
(平成30年5月1日現在)



国公立の特別支援学級に在籍する児童生徒のうち、実際に個別の指導計画が作成されている割合は99.4%、個別の教育支援計画が作成されている割合は96.9%である。

【通級による指導(国公立計)】

通級による指導を受けている児童生徒のうち、実際に個別の指導計画が作成されている割合は94.8%、個別の教育支援計画が作成されている割合は81.5%である。

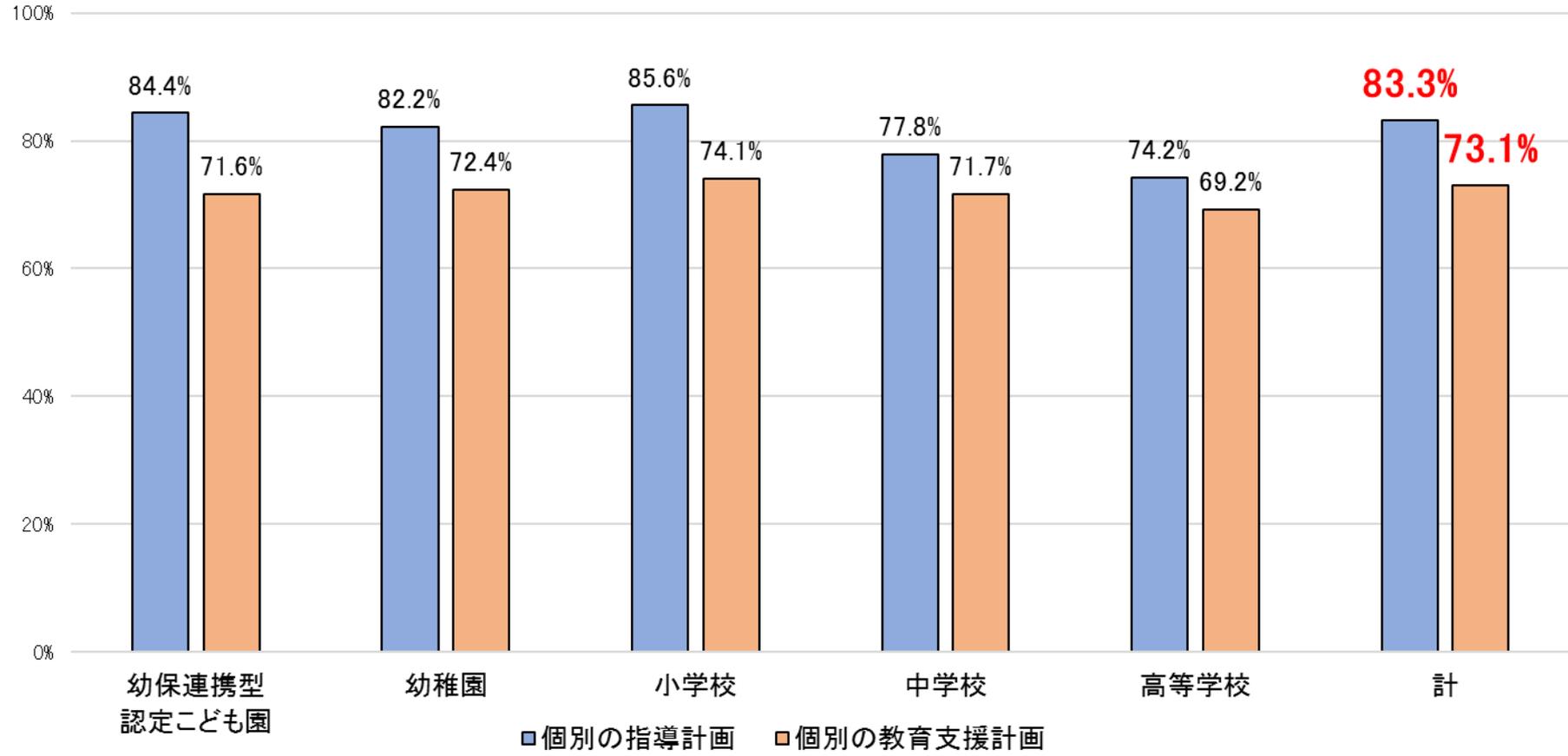


## 個別の指導計画・個別の教育支援計画の作成状況②

通常の学級に在籍する幼児児童生徒(通級による指導を受けている児童生徒を除く)で、学校等が個別の指導計画、個別の教育支援計画を作成する必要があると判断した幼児児童生徒のうち、実際に個別の指導計画が作成されている割合は83.3%、個別の教育支援計画が作成されている割合は73.1%である。

【通常の学級(国公立計)】

(平成30年5月1日現在)



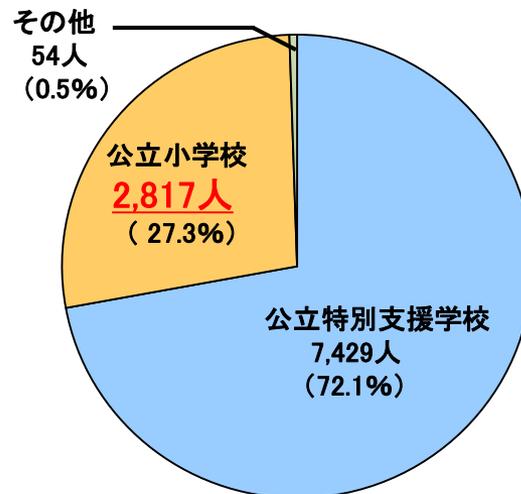
(1)平成30年度特別支援教育に関する調査

③学校教育法施行令第22条の3に規定する障害の程度に該当し特別な教育的支援を必要とする児童生徒に関する調査

特別支援学校への就学基準となる障害の程度に該当し、特別な教育的支援を必要とする児童生徒の数

平成30年度小学校・特別支援学校就学予定者(新第1学年)として、平成29年度に市区町村教育支援委員会等の調査・審議対象となった人数は57,444人。そのうち10,300人が学校教育法施行令第22条の3に該当すると判断された。

平成29年度に市区町村教育支援委員会等において、学校教育法施行令第22条の3に該当すると判断された者の就学指定先



学校教育法施行令第22条の3に該当する在籍者数(小学校第1学年・中学校第1学年)

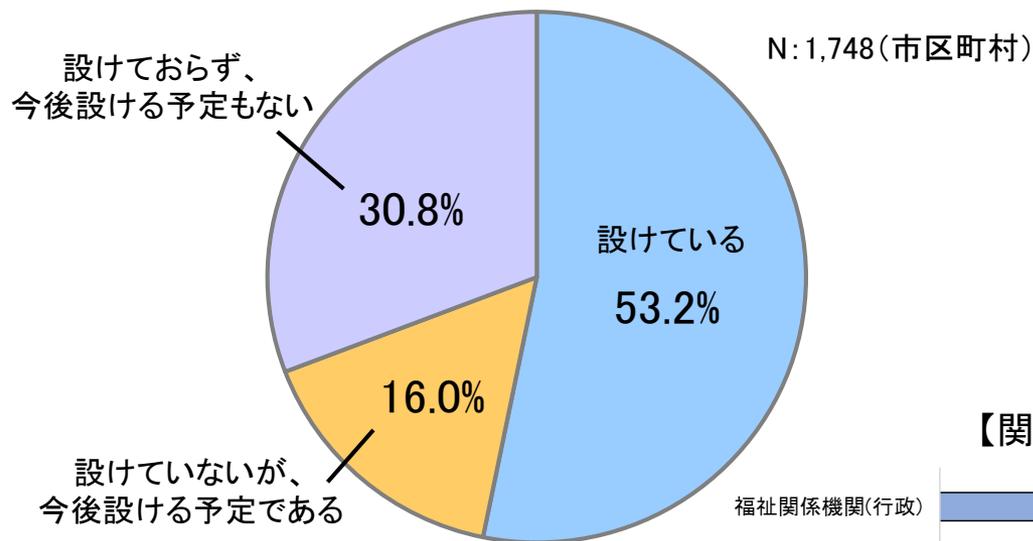
	特別支援学級	通常の学級	うち通級による指導を受けている者	合計
小学校 第1学年	2,773 人	291 人	42 人	3,064 人
	(90.5%)	(9.5%)	(1.4%)	
中学校 第1学年	1,797	245	30	2,042
	(88.0%)	(12.0%)	(1.5%)	

(平成30年5月1日現在)

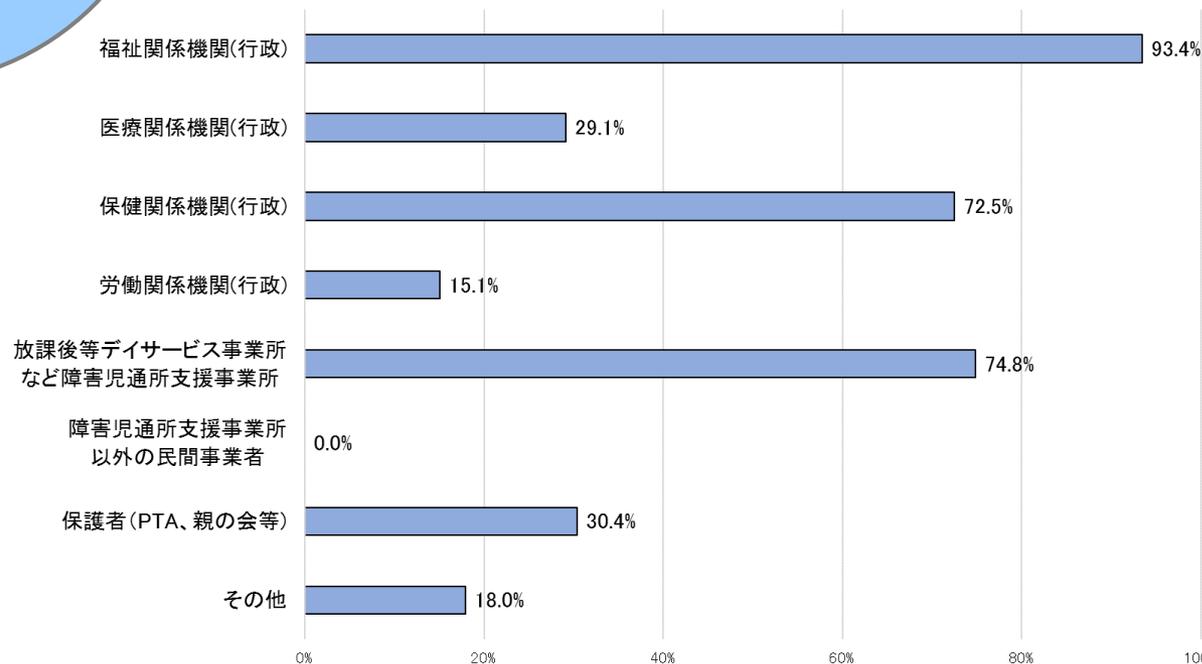
## 教育と福祉の連携について①

### 【教育委員会と福祉部局、学校と障害児通所支援事業所等との関係構築の「場」の設置状況】

(平成30年9月1日現在)



### 【関係構築の「場」の参加者の所属】

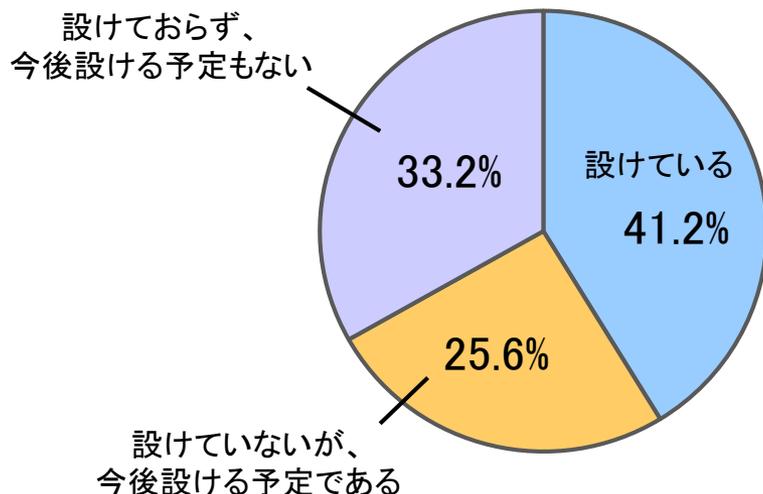


## 教育と福祉の連携について②

【学校の教職員等への障害のある子供に係る福祉制度について周知する機会の提供状況】

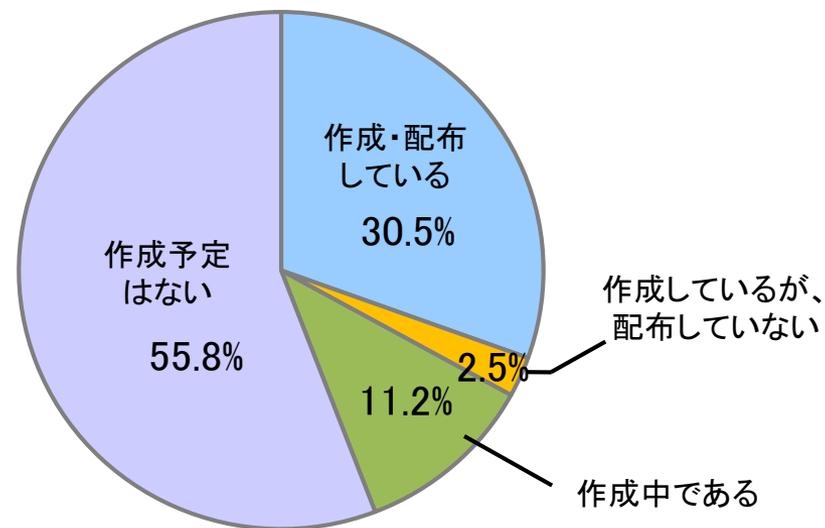
(平成30年9月1日現在)

N:1,748(市区町村)



【保護者向けハンドブック(※)の作成状況】

N:1,748(市区町村)



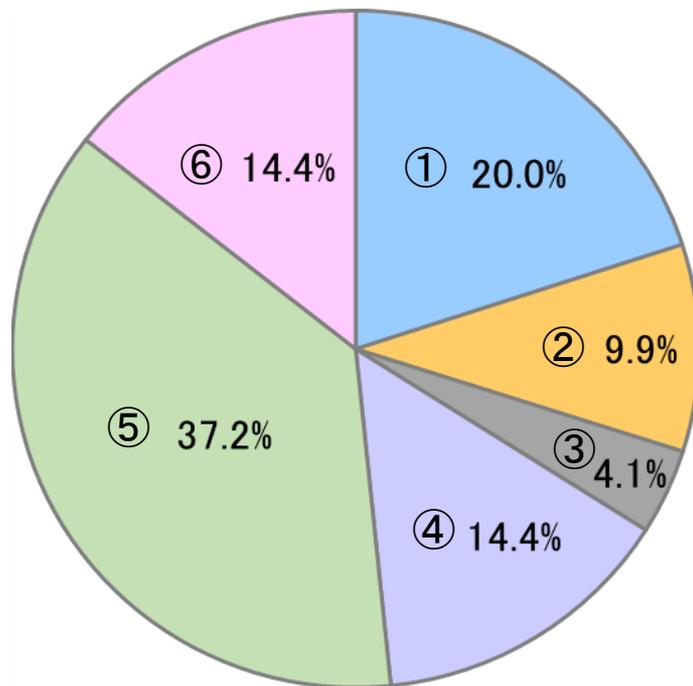
※障害のある子供に関する就学先決定を含む教育支援及び放課後等デイサービスなどの福祉制度に関する情報や相談窓口が分かるもの。

## 教育と福祉の連携について③

### 【保護者向けハンドブックの作成予定がない理由の内訳】

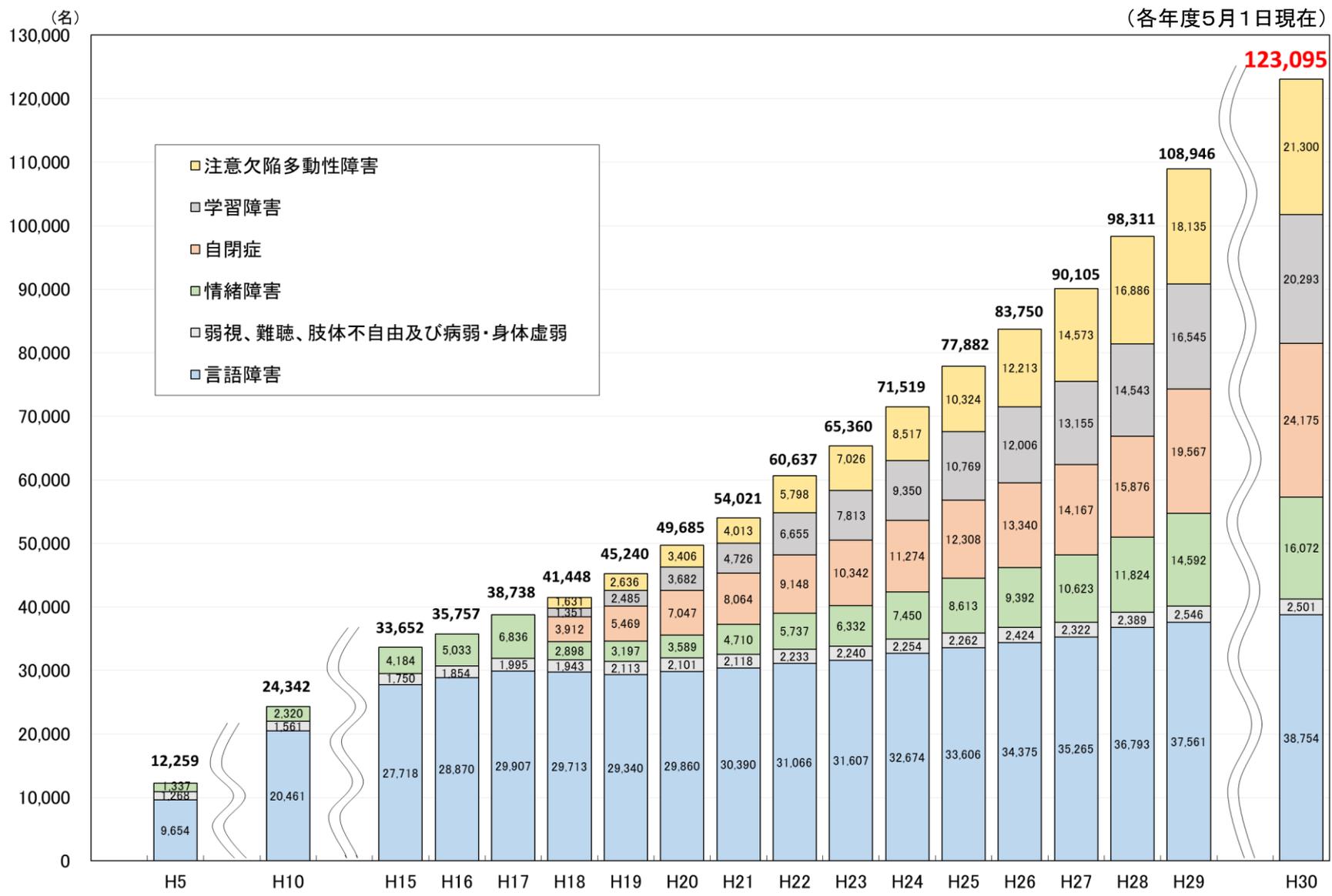
(平成30年9月1日現在)

N:976(市区町村)



- ① 就学等教育支援、福祉制度、それぞれ別のハンドブックを作成し、配布しているため内容が一つにまとまったハンドブックを作成する必要はない
- ② HPやWEB上で、就学等教育支援、福祉制度それぞれの情報が閲覧できるため、内容が一つにまとまったハンドブックを作成する必要はない
- ③ HPなどWEB上で、就学等教育支援及び福祉制度に関する情報や相談窓口について、まとめて閲覧できるようにしている
- ④ 都道府県で作成しているハンドブックを活用し、就学等教育支援及び福祉制度に関する情報について、まとめて閲覧できるようになっている
- ⑤ 作成は必要であるが、予算的、人的要因により作成予定はない
- ⑥ その他(作成を検討している等)

## 通級による指導を受けている児童生徒数の推移



※平成30年度から、国立・私立学校を含めて調査。

※高等学校における通級による指導は平成30年度開始であることから、高等学校については平成30年度から計上。

## 通級による指導を受けている児童生徒数

(平成30年5月1日現在)

		計	言語障害	自閉症	情緒障害	弱視	難聴	学習障害	注意欠陥 多動性障害	肢体 不自由	病弱・ 身体虚弱
小学校	国立	84	37	15	5	1	2	15	8	1	-
	公立	108,185	38,227	20,395	13,309	183	1,716	16,123	18,111	97	24
	私立	37	11	8	3	-	1	4	10	-	-
	計	108,306	38,275	20,418	13,317	184	1,719	16,142	18,129	98	24
中学校	国立	17	-	1	1	-	1	10	4	-	-
	公立	14,209	476	3,507	2,660	23	382	4,052	3,076	30	3
	私立	55	1	21	8	1	9	7	6	1	1
	計	14,281	477	3,529	2,669	24	392	4,069	3,086	31	4
高等学校	国立	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	公立	431	2	211	75	1	3	72	64	1	2
	私立	77	-	17	11	5	8	10	21	4	1
	計	508	2	228	86	6	11	82	85	5	3
計	国立	101	37	16	6	1	3	25	12	1	-
	公立	122,825	38,705	24,113	16,044	207	2,101	20,247	21,251	128	29
	私立	169	12	46	22	6	18	21	37	5	2
	計	<b>123,095</b>	38,754	24,175	16,072	214	2,122	20,293	21,300	134	31

※障害種を分けずに通級による指導を実施している場合は、学校が主障害と判断した障害種に計上。  
 ※平成30年度から、国立・私立学校を含めて調査。  
 ※高等学校における通級による指導は平成30年度開始であることから、高等学校については平成30年度から計上。

## 病気療養児の人数

平成29年度に在籍していた**病気療養児の人数は7,994名**であり、そのうち、転学・退学等となった人数は2,645名である。

		小学校	中学校	高等学校	特別支援学校 (小・中・高等部計)	計
国 立	病気療養児の人数	4	6	6	6	22
	うち転学・退学等となった人数	2	2	4	0	8
公 立	病気療養児の人数	1,642	1,376	882	2,986	6,886
	うち転学・退学等となった人数	846	549	160	868	2,423
私 立	病気療養児の人数	35	245	804	2	1,086
	うち転学・退学等となった人数	16	32	165	1	214
計	病気療養児の人数	1,681	1,627	1,692	2,994	7,994
	うち転学・退学等となった人数	864	583	329	869	2,645

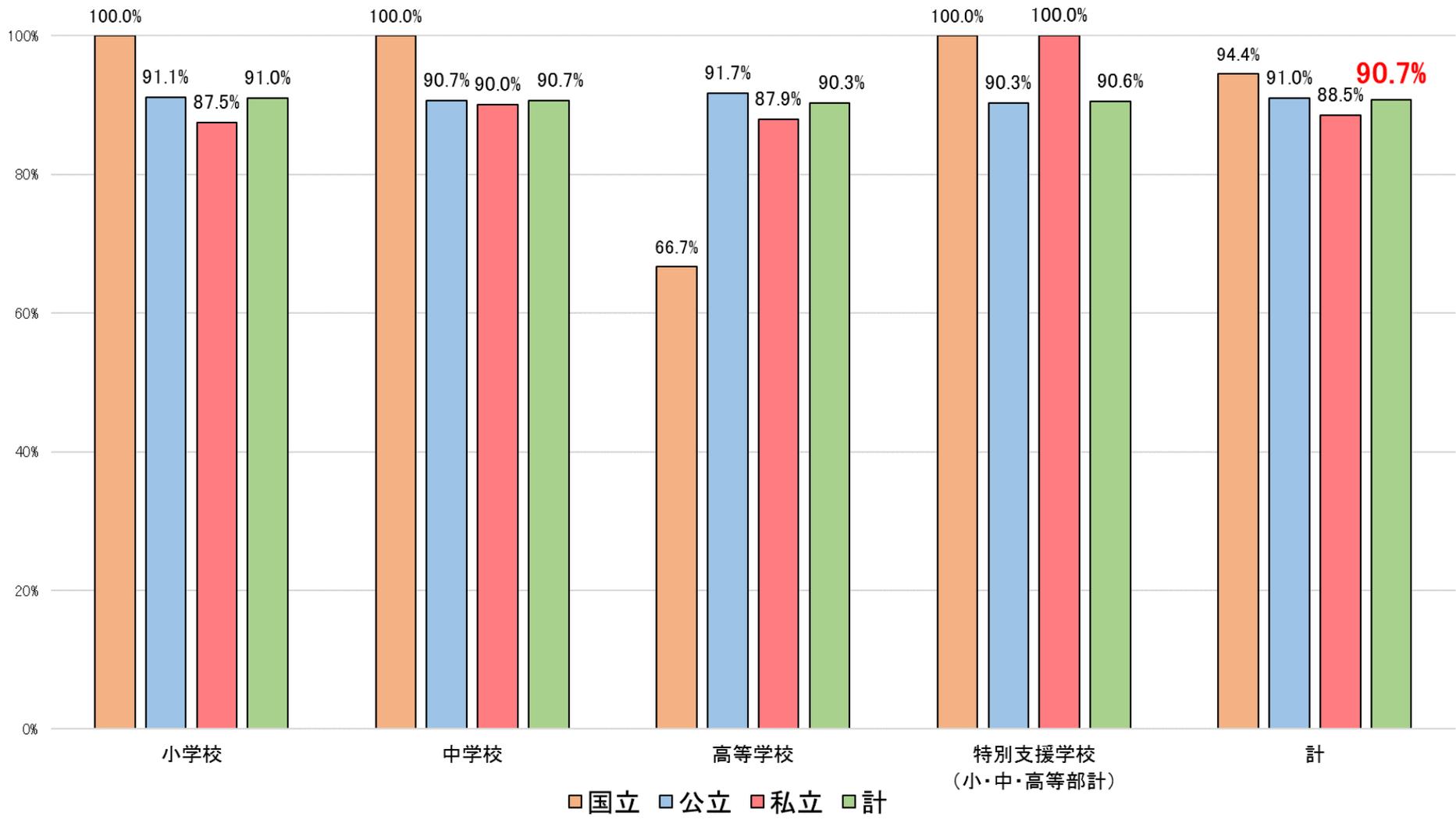
※病気療養児の人数には、年度途中で転学等で学籍が異動した場合も含む。

### 【参考】

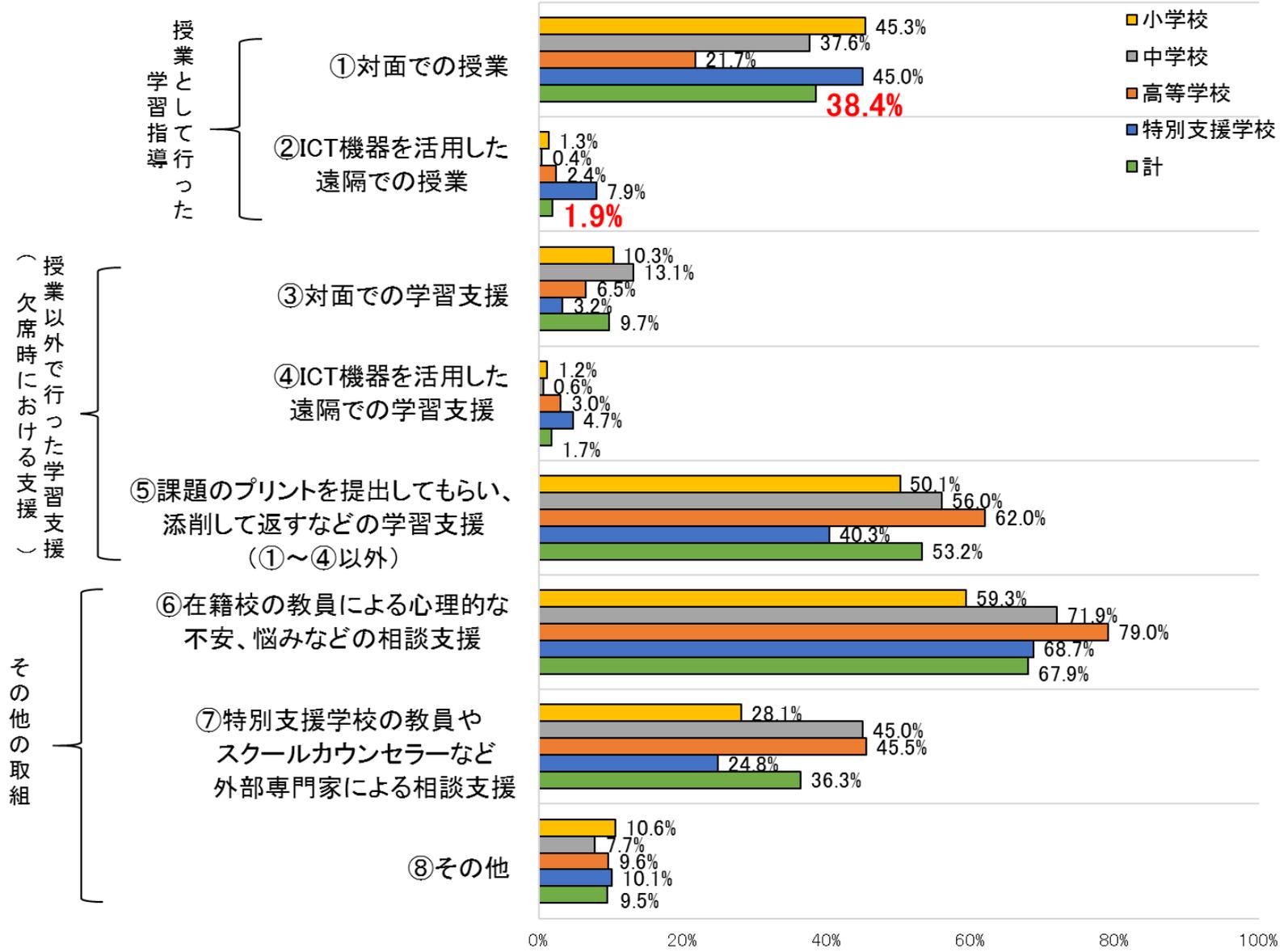
本調査における病気療養児とは、疾病や障害に関する医師等の専門家による診断書等や、文部科学省が就学事務の参考資料として作成し配布している「教育支援資料」に示された障害種ごとの障害の状態等を基に、年間延べ30日以上欠席という状況を一つの参考としつつ、各学校又は教育委員会が病気療養児に該当すると判断した児童生徒。ただし、訪問教育学級（訪問教育を受けている児童生徒のみで編成されている学級）に在籍する児童生徒は除く。

## 病気療養児に対して、学習指導等の支援を行った学校

平成29年度に病気療養児が在籍していた学校の約9割が、病気療養児に対する学習指導や学習支援、相談等の支援を実施している。

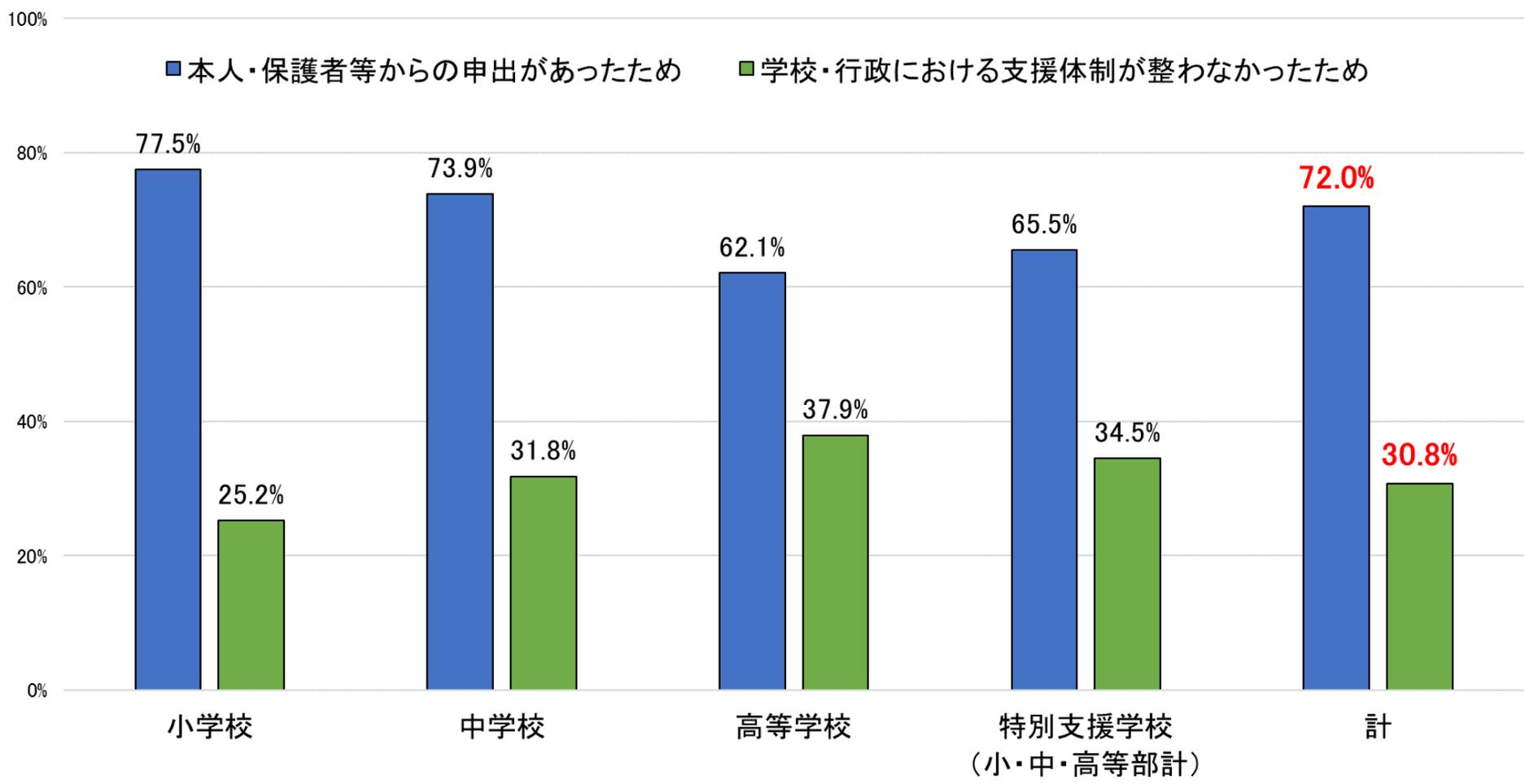


# 病気療養児に対する支援の内容



※平成29年度に在籍していた病気療養児に対して学習指導や学習支援、相談等の支援を行った学校における回答。複数回答可。

## 病気療養児に対して学習指導等の支援を行わなかった理由



※平成29年度に在籍していた病気療養児に対して、学習指導や学習支援、相談等の支援を行わなかった学校における回答。  
※複数回答可。

(4)平成30年度学校等の医療的ケアに関する調査

医療的ケアが必要な幼児児童生徒の数・医療的ケアを行うために配置されている看護師の数

公立学校等に在園・在園する医療的ケアが必要な幼児児童生徒の数は**9,693人**である。

学校の種類		通学 ①	訪問教育 ②	計 (①+②)	学校の種類 (特別支援学校以外)	通常学級 ③	特別支援学級 ④	計 (③+④)
特別支援学校	幼稚部	39	0	39	幼稚園等	142	0	142
	小学部	3,120	1,079	4,199	小学校	280	566	846
	中学部	1,594	552	2,146	中学校	31	97	128
	高等部	1,583	600	2,183	高等学校	10	0	10
計		6,336	2,231	<b>8,567</b>	計	463	663	<b>1,126</b>

医療的ケアを行うために配置されている看護師の数は**2,772人**である。

	特別支援学校	特別支援学校以外	計
看護師の数	2,042	730	<b>2,772</b>

【公立学校等において受けている主な医療的ケア項目】

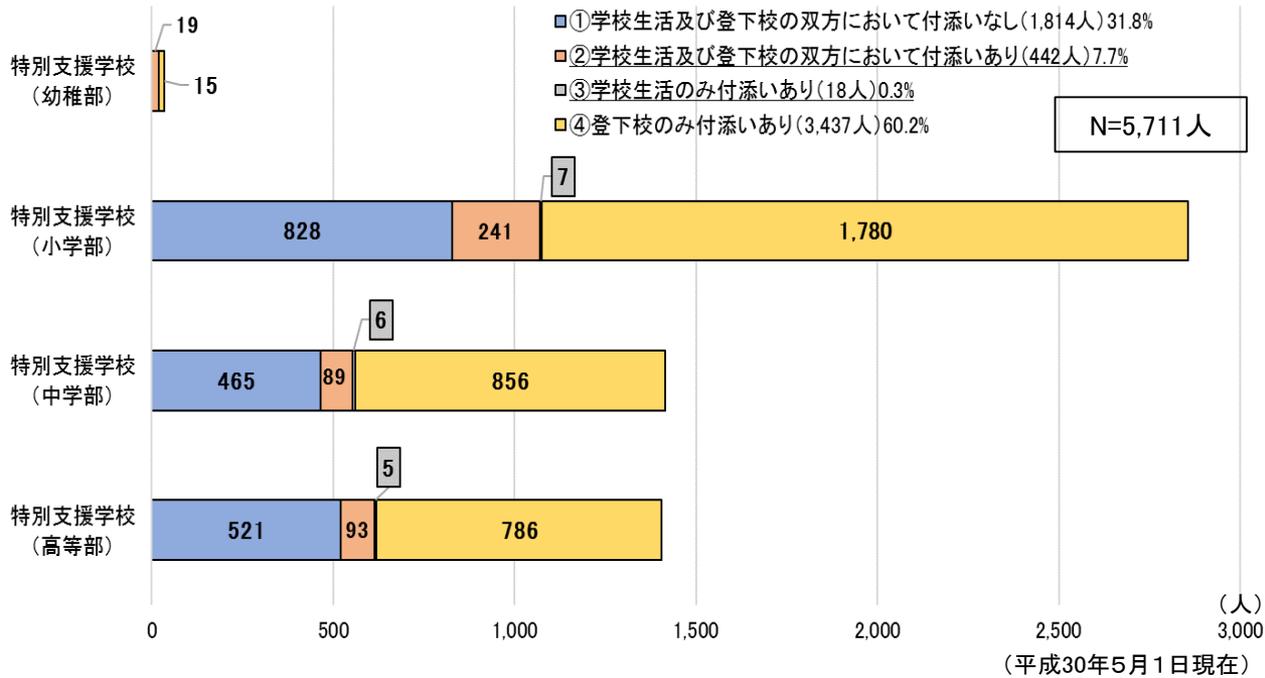
	特別支援学校	特別支援学校以外
1	口腔・鼻腔内吸引(咽頭より手前まで)	導尿(自己導尿を除く。)
2	経管栄養(胃ろう)	気管切開部(気管カニューレ内)からの吸引
3	気管切開部の衛生管理	経管栄養(胃ろう)

(4)平成30年度学校等の医療的ケアに関する調査

特別支援学校に通学する医療的ケアが必要な幼児児童生徒の付添いの状況

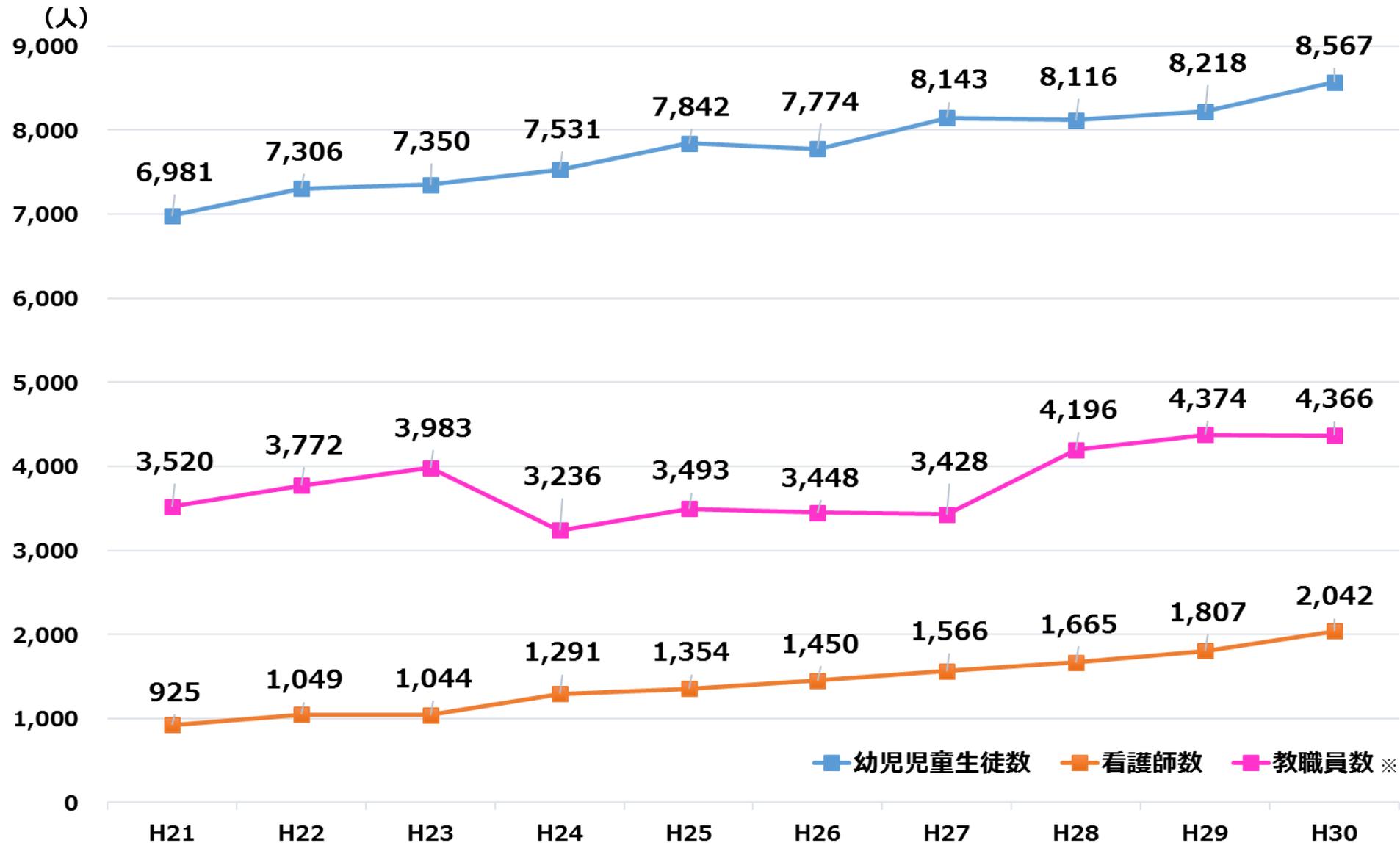
特別支援学校に通学する医療的ケアが必要な幼児児童生徒は、5,711人であり、そのうち何らかの理由で学校生活において保護者が付き添っている数は460人(8.1%)である。

【参考】  
 前回(平成28年5月1日時点)の調査結果:  
 826人(15.4%)



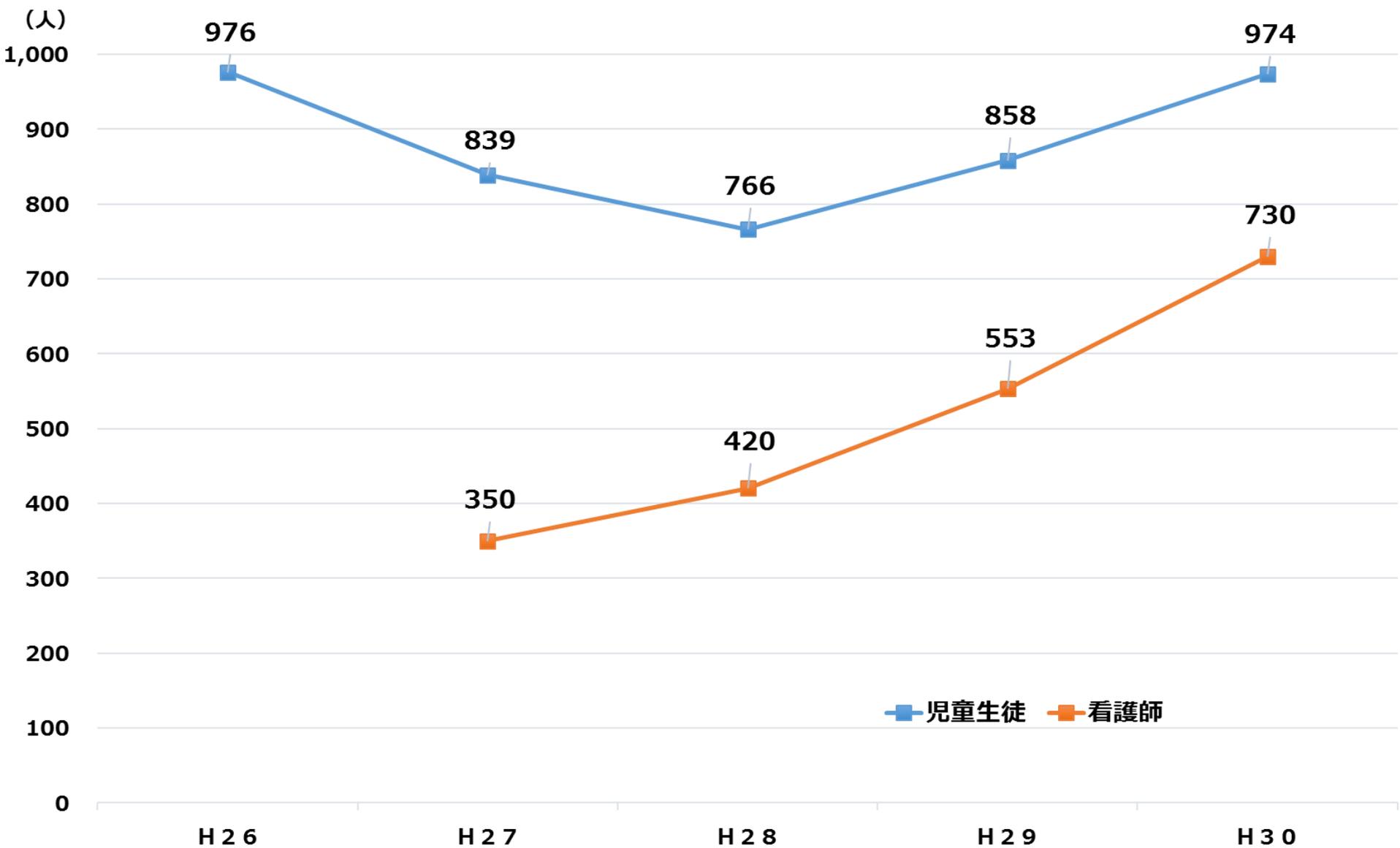
学校生活における付添いの主な理由	
看護師は常駐しているが、学校等の要請により保護者が付添いをしている	201人
看護師はいるが常駐ではない、又は人員が不足しているため、保護者も連携して対応している	77人
看護師は常駐しているが、保護者の希望により付添いをしている	61人
看護師が学校にいないため、保護者が付添いをしている	7人
看護師は常駐しているが、保護者に登下校の付添いを求めており、保護者の事情(自宅から学校までは遠い等)により、学校生活においても付添いをしている	7人
その他 (「体調が安定せず登校日数が少ないため、看護師等による医療的ケアの実施に至っていない」など)	107人

## 【参考】特別支援学校に在籍する医療的ケアが必要な幼児児童生徒等の数の推移



※一定の研修を修了し、たんの吸引等の業務認定を受け、業務に従事している教職員

# 【参考】小・中学校に在籍する医療的ケアが必要な児童生徒等の数の推移



※看護師の数は平成27年度から調査開始

# 調査結果を踏まえた今後の文部科学省の対応

本調査の結果を踏まえ、以下のとおり、切れ目ない支援体制の整備、教育と福祉の連携、通級による指導、病気療養児に対する教育支援、医療的ケアのための看護師配置等、特別支援教育の充実に取り組みとともに、教育委員会等にも広く周知し、施策の充実を促す。

## ○切れ目ない支援体制整備

- 特別な支援が必要な子供が就学前から社会参加まで切れ目なく支援を受けられる体制の整備を行う自治体等のスタートアップを支援する。  
⇒〈令和2年度予算額(案)〉「切れ目ない支援体制整備充実事業」1,919百万円の内数〔補助率1/3〕

## ○教育と福祉の連携

- 障害のある子供に対する、一貫した支援の提供に資するため、学校と障害児通所支援事業所の効率的かつ効果的な連携の在り方についてモデル事業を実施する。  
⇒〈令和2年度予算額(案)〉「学校と福祉機関の連携支援事業」8百万円

## ○通級による指導

- 公立の小・中学校における通級による指導については、担当教員の基礎定数化による教職員定数の改善を着実に実施するほか、特に、新任担当あるいは経験の浅い担当教員の支援に資するため、通級による指導の方法・内容のガイドの作成に加え、研修体制やサポート体制の構築等に関するモデル事業を実施する。  
⇒「通級による指導方法のガイドの作成に関する検討会議」の検討を踏まえ、令和元年度中にガイドを完成予定。  
⇒〈令和2年度予算額(案)〉「経験の浅い教員の専門性向上に係る支援体制等構築研究事業」(新規) 52百万円
- 公立の高等学校における通級による指導については、引き続き教員定数の加配措置等を通じて各自治体における取組の支援を実施するほか、発達障害に係る通級による指導の充実に向けたモデル事業を実施する。  
⇒〈令和2年度予算額(案)〉「高等学校における発達障害に関する通級による指導の研究事業」13百万円

## ○病気療養児に対する支援体制

- 義務教育段階の病気療養中の生徒については、学校ICT環境の整備により遠隔教育の充実を図る。  
⇒〈令和元年度補正予算額(案)〉「GIGAスクール構想の実現」2,318億円
- 高等学校段階の病気療養中の生徒に対する遠隔教育の要件(受信側の教員の配置要件や単位取得数の制限)を緩和するほか、高等学校段階の入院生徒等に対する教育保障体制を整備するためのモデル事業を実施する。  
⇒〈令和2年度予算額(案)〉「高等学校段階における入院生徒に対する教育保障体制整備事業」21百万円

## ○医療的ケアが必要な幼児児童生徒のための看護師配置

- 学校における医療的ケアの環境整備の充実を図るため、自治体等による看護師配置を支援する。  
⇒〈令和2年度予算額(案)〉「切れ目ない支援体制整備充実事業」1,919百万円の内数〔補助率1/3〕 1,800人⇒2,100人(拡充)